

社会福祉法人大森福祉会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大森福祉会（以下、「当法人」という。）定款
第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員
（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 当法人の役員等に対する費用弁償は、支給しないものとする。

(改 正)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改正することができる。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。